

(別添様式)

意見書

平成22年11月22日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号	154-0004
(ふりがな)	とうきょうとせたがやくたいしどう
住所	東京都世田谷区太子堂4-1-1 キャロットタワー
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ いんでックス・ほーるでいんぐす おちあい まさみ
氏名(注1)	株式会社インデックス・ホールディングス 代表取締役会長兼社長 落合 正美

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス	<p>受信端末の普及の観点から、対応受信機として当面は携帯電話端末が中心になると考えられます。一般的に、あまねく多数の受信者へ同一のサービスを提供できる特徴を持つ放送に対して、携帯電話は個々の利用者の嗜好に応じて利用される傾向にあります。よって、受信機に提示される最終表現としての放送コンテンツの一意性を必須とせず、放送にて送信されたコンテンツから利用者個々の属性や嗜好に応じた提示を可能としていただくことを希望します。</p>
3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性	<p>放送波を用いた CAS システムは一般的に高価なものであり、システムの構築、維持費用が受信者の受信料としての負担の増大に繋がったり、放送事業者の参入障壁となるなど、国民受信者が広く利用できる放送サービスとして公共の福祉に寄与する面から、場合によっては好ましく無いと考えられます。</p> <p>よって、放送自体はノンスクランブルで提供し、個々の受信者のリクエストに応じて関連する映像やデータを一般的な通信上の認証手段により通信で(有償または無償で)提供するといったサービスにつき、放送事業者の管理の下で第三者により運営されるものを含めた多彩な通信サービスとの連携を可能とする方向を希望します。</p>
4. 認定手続きの回数や方法	<p>EPG や ECG など、委託放送事業者全体に関係するコンテンツに関しては、利用者の利便性の観点からその操作性や機能に関して統一されているべきと考えます。しかし、その必要帯域は事業者のサービス設計によって異なる部分であるため、全帯域の認定手続きの後、認定された事業者間で協議し、認定帯域に応じた帯域を供出するといった方法で解決されるべきと考えます。</p>